



国海安第 19 号
平成 22 年 5 月 14 日

社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の
一部を改正する法律等の制定について (通知)

標記につきまして、下記の法律等が、公布される予定となっておりますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律
2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
4. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令

以上

JSMEA

Japan Marine Equipment Association

詳細内容をご覧になりたい方は文章番号及び分証明をご記載の上、事務局まで E-mail または FAX でお申し込み下さい。詳細をお送り致します。

E-mail: info@jemea.or.jp FAX: 03-3591-2206 担当: 石田